

■別添資料2 落札者決定基準

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
R1	落札者決定基準	6	第3	2	(1)	基礎審査の方法	設計・建設期間中においては単年度の資金収支がマイナスになることもありえますが、その場合であっても、現預金残高がプラスであれば、「資金繰りに問題がないこと」に該当しますでしょうか。	資金不足による事業存続の可能性の消失という事態にならないければ、ご理解のとおりです。
R2	落札者決定基準	6	第3	2	(1)	基礎審査の方法	事業期間を通じた株主の出資利回りはプロジェクトIRRよりも高くなるのが通常ですので、「プロジェクトIRR≧出資者からみた利回り」は満たすことはできません。「プロジェクトIRR≧出資者と金融機関の利回りの加重平均」であれば成り立ちえますが、この理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準では、株主の出資利回りではなく、調達コストと記載しています。後段につきましては、ご理解のとおりです。
R3	落札者決定基準	6	第3	2	(1)	基礎審査の方法	DSCRの箇所の最後にある「当該事由に配慮する」とは、DSCRが1倍未満となることも許容される、という意味でしょうか。	ご理解のとおりですが、理由や余剰金等の状況を勘案します。
R4	落札者決定基準	8	第3	3		最優秀提案の選定	最も高い点数の提案が複数あった場合の最優秀提案の選定方法はどのようになりますでしょうか。	最優秀提案が複数になった場合は、「くじ」により決定する予定です。
R5	落札者決定基準	9	3			図表2	提出書類の様式の中に、図表2の審査項目に含まれていないものが見受けられますが（様式Ⅱ-3-10「施設計画（構造計画）」など）、それらの評価方法及び配点についてはどのようにお考えでしょうか。	審査項目に対する様式についてはそれぞれ「主な関連様式」としているため、対象様式によらず、審査項目に係る内容が記載されている様式であれば、当該様式は各々の評価に対する審査対象となりえます。また、提出を求めている各様式は、提案内容が要求水準を満たしていることの有無を確認するためにも用いる資料でもあります。
R6	落札者決定基準	9				図表2	今回の提案審査では需要予測を大きく見込んだグループが有利となる懸念が感じられます（利用料収入が大きくなり入札金額が下がる為）。需要予測を過大に見込むことは事業の安定性を阻害し、事業破綻の原因になりますので得点の配分を変更する等、ご考慮頂けないでしょうか。（入札価格点を下げる等）。	需要に対する考え方は、「公園の賑わい」という観点から、本施設利用者が多くなることを期待したいところですが、本事業では予測数値の大きさは評価の対象としていません。したがって、得点配分の変更等はしません。ただし、予測数値の確実性は評価対象のため、事業者は運営を担当する事業者の実績、本施設の立地条件及び市況等から勘案し、説得力のある予測を行ってください。
R7	落札者決定基準	16				(5) 需要に対する考え方	施設利用者数予測の妥当性については、貴市算定の15万人が判断基準のひとつとなってくるのでしょうか。	あくまで事業者において算定された値とその根拠及び需要の考え方をもったの評価となります。
R8	落札者決定基準	16				(5) 需要に対する考え方	貴市が想定している年間利用者15万人の数倍の需要予測を提案した場合は評価されるのでしょうか。	需要に対する考え方は、運営を担当する事業者の実績、本事業の立地条件及び市況等から勘案し、説得力のある提案となっているかが評価の視点であり、想定数値に対する予測数値の大きさによる評価ではありません。
R9	落札者決定基準	18	第4			落札者（選定事業者）の決定	「当該選定を踏まえ、落札者を決定する。」とは、最優秀提案を必ず落札者とする、という意味でしょうか。	原則として市は、審査会により選定された最優秀提案を基に落札者を決定することを予定しています。